

御嵩町訓令乙第 5 号

御嵩町公共施設等における岐阜県産材利用方針

(目的)

第 1 条 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、岐阜県が定めた公共施設等における県産材利用推進方針（平成 18 年 9 月 12 日岐阜県木の国・山の国推進本部決定）に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、公共施設等において岐阜県産材を利用した木造化及び木質化（以下「木造化等」という。）に努めることにより、町民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築並びに地球温暖化の防止、林業及び木材産業の振興等に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この方針で使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「公共施設等」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物及び工作物（外構及び町の委託により管理される建築物及び工作物を含む。）をいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「町施工土木工事」とは、町が事業主体となり施工する道路、林道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、公共施設等の主要構造部（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 5 号に規定するものをいう。以下同じ。）の全て又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装等主要構造部以外に木材を使用することをいう。
- (6) 「岐阜県産材」とは、岐阜県内の森林から生産された木材（地域材を含む。）とし、原則として岐阜県内で流通する木材をいう。

(基本的事項)

第 3 条 町は、法第 4 条に規定する町の責務を踏まえ、公共施設等及び町施工土木工事における岐阜県産材の利用に努めるものとする。

(公共施設等における木材の利用)

第 4 条 町は、公共施設等の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共施設等及びこれに付属する工作物は、原則として木造化等に努めるものとする。なお、これ以外の施設であっても、木造化等に努めることを検討するものとする。

- (1) 建築基準法その他の法令及び施設の設置基準等により、木造化等することが困難な施設

(2) 施設の用途及び保安並びに維持管理等の特殊性により、木造化等することが困難な施設

(3) その他木造化等することに困難な理由がある施設

(町施工土木工事等の木材使用)

第5条 町は、町施工土木工事及び公共施設等の外構工事において、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で、間伐材等の岐阜県産材及び岐阜県産材を用いた製品の使用に努めるものとする。

(備品及び消耗品の木材使用)

第6条 町は、公共施設等において、机、椅子等の備品及び室名プレート等の消耗品には、岐阜県産材を用いた製品の使用に努めるものとする。

(公共施設等の暖房器具等)

第7条 町は、公共施設等において、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(関係機関への要請)

第8条 町は、町関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この方針を踏まえて、岐阜県産材の利用に務めるよう要請するものとする。

2 町は、国又は地方公共団体以外の者であって、公共施設等を整備する者、林業従事者、木材製造者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用及び適切な供給の確保に努めるよう要請するものとする。

(PR及び普及)

第9条 町は、公共施設等及び町施工土木工事における木材の利用の意義等について、町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

2 公共施設等の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さ及び木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努めるものとする。

(コスト縮減の留意)

第10条 この方針の運用にあたっては、公共施設等整備のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意するものとする。

(その他)

第11条 この方針に定めることのほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。